

佐世保市工事成績評定通知及び公表実施要領の一部を改正する要領（新旧対照表）

改正前	改正後
（評定の通知） 第3条 契約監理室長は、請負工事の完成に係る検査後、遅滞なく当該工事の請負者に対し工事成績評定通知書により通知するものとする。 2 前項による通知は、「工事成績評定通知書（様式第1号）」によるものとする。 3 「工事成績評定通知書」の再交付は行なわないものとする。 4 第1項の規定による通知を行うほか、評定点が60点未満の場合は、「指名停止措置等に関する留意事項について（様式第1号の2）」により併せて通知をおこなうものとする。 （説明請求） 第4条 前条による通知を受けた者は、その内容に疑義がある場合は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、契約監理室長に対して評定点の内容について説明を求めることができる。 2 前項による請求は、「工事成績評定結果（説明・再説明）請求書（様式第2号）」によるものとする。 3 第1項による請求は、契約監理室技術監理課を経由して行うものとする。 （再説明請求） 第6条 前条による回答を受けた者は、その内容に疑義がある場合は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、契約監理室長に対して評定点の内容について再説明を求めることができるものとする。 2 前項による説明請求は、第4条2項及び3項によるものとする。 （再説明請求に対する回答） 第7条 契約監理室長は、第5条により回答をした後、請負者から再説明を求められた場合、その審査結果を「工事成績評定（説明・再説明）請求に関する回答（様式第3号）」により回答するものとする。 2 契約監理室長は、再説明の回答を行なうときは、佐世保市工事成績評定審査委員会設置要領に基づく委員会の審査を経た後、遅滞なくその結果を当該工事の請負者に回答するものとする。 第9条 契約監理室長は、前条の規定による公表の対象について、第3条に規定する工事成績評定の通知が完了した後に、（第4条又は第6条に規定する説明請求又は再説明請求があった場合は、当該請求に係る回答が完了した後に限る。）前条の公表を行うものとする。	（評定の通知） 第3条 財務部長は、請負工事の完成に係る検査後、遅滞なく当該工事の請負者に対し工事成績評定通知書により通知するものとする。 2 前項による通知は、「工事成績評定通知書（様式第1号）」によるものとする。 3 「工事成績評定通知書」の再交付は行なわないものとする。 4 第1項の規定による通知を行うほか、評定点が60点未満の場合は、「指名停止措置等に関する留意事項について（様式第1号の2）」により併せて通知をおこなうものとする。 （説明請求） 第4条 前条による通知を受けた者は、その内容に疑義がある場合は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、財務部長に対して評定点の内容について説明を求めることができる。 2 前項による請求は、「工事成績評定結果（説明・再説明）請求書（様式第2号）」によるものとする。 3 第1項による請求は、財務部技術監理課を経由して行うものとする。 （再説明請求） 第6条 前条による回答を受けた者は、その内容に疑義がある場合は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、財務部長に対して評定点の内容について再説明を求めることができるものとする。 2 前項による説明請求は、第4条2項及び3項によるものとする。 （再説明請求に対する回答） 第7条 財務部長は、第5条により回答をした後、請負者から再説明を求められた場合、その審査結果を「工事成績評定（説明・再説明）請求に関する回答（様式第3号）」により回答するものとする。 2 財務部長は、再説明の回答を行なうときは、佐世保市工事成績評定審査委員会設置要領に基づく委員会の審査を経た後、遅滞なくその結果を当該工事の請負者に回答するものとする。 第9条 財務部長は、前条の規定による公表の対象について、第3条に規定する工事成績評定の通知が完了した後に、（第4条又は第6条に規定する説明請求又は再説明請求があった場合は、当該請求に係る回答が完了した後に限る。）前条の公表を行うものとする。 附 則 <u>この要領は、令和6年4月1日から適用する。</u>

改正前

改正後

様式 第1号

技第 号
年 月 日

様

佐世保市
契約監理室長

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、佐世保市工事成績評定実施要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 工事名 工事
- 2 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 完成検査年月日 年 月 日
- 4 成績評定 評定点 点

細目評定点

評 価 項 目		細目別評定点	満 点
施工体制	施 工 体 制 一 般	点	3.3 点
	配 置 技 術 者	点	4.1 点
施工状況	施 工 管 理	点	13.0 点
	工 程 管 理	点	8.1 点
	安 全 対 策	点	8.8 点
	対 外 関 係	点	3.7 点
出 来 形	出 来 形	点	14.9 点
及 び	品 質	点	17.4 点
出来ばえ	出 来 ば え	点	8.5 点
工事特性	施工条件等への対応	点	7.3 点
創意工夫		点	5.7 点
社会性等	地 域 へ の 貢 献 等	点	5.2 点
	評定点計	点	100.0 点
法令遵守等	週休2日(0～3点)※1	点	評定ランク
	法令遵守(減点のみ)	点	
評 定 点 合 計※2		点	劣る

※1評定点合計が100点を超えない範囲で加算してあります。

※2優秀工事の評価においては、週休2日の加算点数は考慮しません。

5 評定基準

優秀	良い	普通	劣る
100～81	80.9～74	73.9～65	64.9～0

6 問い合わせ先

〒857－8585

佐世保市八幡町1－10
契約監理室 技術監理課

Tel. (0956) 24－1111
内線3211、3212

注) 工事成績評定通知書の再発行はできませんので、大切に保管して下さい。

※ 評定の結果に疑義があるときは、この書面の通知を受けた日から起算して14日(休日を含む)以内に契約監理室長に対して、書面により説明を求めることができます。

様式 第1号

技第 号
年 月 日

様

佐世保市
財務部長

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、佐世保市工事成績評定実施要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 工事名 工事
- 2 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 完成検査年月日 年 月 日
- 4 成績評定 評定点 点

細目評定点

評 価 項 目		細目別評定点	満 点
施工体制	施 工 体 制 一 般	点	3.3 点
	配 置 技 術 者	点	4.1 点
施工状況	施 工 管 理	点	13.0 点
	工 程 管 理	点	8.1 点
	安 全 対 策	点	8.8 点
	対 外 関 係	点	3.7 点
出 来 形	出 来 形	点	14.9 点
及 び	品 質	点	17.4 点
出来ばえ	出 来 ば え	点	8.5 点
工事特性	施工条件等への対応	点	7.3 点
創意工夫		点	5.7 点
社会性等	地 域 へ の 貢 献 等	点	5.2 点
	評定点計	点	100.0 点
法令遵守等	週休2日(0～3点)※1	点	評定ランク
	法令遵守(減点のみ)	点	
評 定 点 合 計※2		点	劣る

※1評定点合計が100点を超えない範囲で加算してあります。

※2優秀工事の評価においては、週休2日の加算点数は考慮しません。

5 評定基準

優秀	良い	普通	劣る
100～81	80.9～74	73.9～65	64.9～0

6 問い合わせ先

〒857－8585

佐世保市八幡町1－10
財務部 技術監理課

Tel. (0956) 24－1111
内線3211、3212

注) 工事成績評定通知書の再発行はできませんので、大切に保管して下さい。

※ 評定の結果に疑義があるときは、この書面の通知を受けた日から起算して14日(休日を含む)以内に財務部長に対して、書面により説明を求めることができます。

改正前	改正後
様式第 1 号の 2 技第 号 年 月 日 商号又は名称 代表者様 佐世保市 契約監理室長 工事成績評価に関する留意事項について（通知） 「佐世保市工事成績評価通知及び公表実施要領（平成 1 8 年 1 0 月 1 2 日施行）第 3 条」に基づき通知した工事成績評価の評価点が下記 3 のいずれかに該当する場合については、「佐世保市工事請負契約等に係る指名停止の措置要領」により 3 ヶ月間の指名停止となりますので十分ご留意されますよう通知します。 また、今後におきましては、工事の適正な施工の確保について努められるようお願い致します。 記 1 工事番号 2 工 事 名 3 指名停止措置要件 (1) 2 か年度間に工事成績が 5 0 点以上 6 0 点未満を 3 回施工した場合 (2) 2 か年度間に工事成績が 5 0 点以上 6 0 点未満を 1 回以上、5 0 点未満を 1 回施工した場合 (3) 2 か年度間に工事成績が 5 0 点未満を 2 回施工した場合 4 現在の状況	様式第 1 号の 2 技第 号 年 月 日 商号又は名称 代表者様 佐世保市 財務部長 工事成績評価に関する留意事項について（通知） 「佐世保市工事成績評価通知及び公表実施要領（平成 1 8 年 1 0 月 1 2 日施行）第 3 条」に基づき通知した工事成績評価の評価点が下記 3 のいずれかに該当する場合については、「佐世保市工事請負契約等に係る指名停止の措置要領」により 3 ヶ月間の指名停止となりますので十分ご留意されますよう通知します。 また、今後におきましては、工事の適正な施工の確保について努められるようお願い致します。 記 1 工事番号 2 工 事 名 3 指名停止措置要件 (1) 2 か年度間に工事成績が 5 0 点以上 6 0 点未満を 3 回施工した場合 (2) 2 か年度間に工事成績が 5 0 点以上 6 0 点未満を 1 回以上、5 0 点未満を 1 回施工した場合 (3) 2 か年度間に工事成績が 5 0 点未満を 2 回施工した場合 4 現在の状況

改正前	改正後
様式第 2 号 年 月 日 佐世保市 契約監理室長 様 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印 工事成績評定結果（説明・再説明）請求書 当社が施工した工事について、工事成績評定に疑義があるため下記の内容について説明をお願いします。 記 1 工事番号 2 工 事 名 3 質問内容 注意）説明・再説明のうち不要な方を消去する。	様式第 2 号 年 月 日 佐世保市 財務部長 様 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印 工事成績評定結果（説明・再説明）請求書 当社が施工した工事について、工事成績評定に疑義があるため下記の内容について説明をお願いします。 記 1 工事番号 2 工 事 名 3 質問内容 注意）説明・再説明のうち不要な方を消去する。

改正前	改正後
様式第 3 号 技第 号 年 月 日 商号又は名称 代表者 様 佐世保市 契約監理室長 工事成績評定（説明・再説明）請求に関する回答書 年 月 日付けで（説明・再説明）を求められた内容について下記のとおり回答いたします。 記 1 工事番号 2 工 事 名 3 回答内容 注意）説明・再説明のうち不要な方を削除する。	様式第 3 号 技第 号 年 月 日 商号又は名称 代表者 様 佐世保市 財務部長 工事成績評定（説明・再説明）請求に関する回答書 年 月 日付けで（説明・再説明）を求められた内容について下記のとおり回答いたします。 記 1 工事番号 2 工 事 名 3 回答内容 注意）説明・再説明のうち不要な方を削除する。

佐世保市工事成績評定通知及び公表実施要領

(目的)

第1条 この要領は、佐世保市が発注する工事に係る請負工事の工事成績評定について、通知及び公表に関する事項を定める。

(通知の対象)

第2条 工事成績評定の通知は、契約金額が300万円以上の工事（平成18年度以降に契約したものに限る。）について行うものとする。

(評定の通知)

第3条 技術監理課長は、請負工事の完成に係る検査後、遅滞なく当該工事の請負者に対し工事成績評定通知書により通知するものとする。

2 前項による通知は、「工事成績評定通知書（様式第1号）」によるものとする。

3 「工事成績評定通知書」の再交付は行なわないものとする。

4 第1項の規定による通知を行うほか、評定点が60点未満の場合は、「指名停止措置等に関する留意事項について（様式第1号の2）」により併せて通知をおこなうものとする。

(説明請求)

第4条 前条による通知を受けた者は、その内容に疑義がある場合は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、技術監理課長に対して評定点の内容について説明を求めることができる。

2 前項による請求は、「工事成績評定結果（説明・再説明）請求書（様式第2号）」によるものとする。

(説明請求に対する回答)

第5条 技術監理課長は、評定点の内容について請負者から説明を求められた場合、「工事成績評定（説明・再説明）請求に関する回答（様式第3号）」により回答するものとする。

2 技術監理課長は、前項の回答をする場合、佐世保市工事成績評定評価委員会設置要領に基づく委員会の意見に従い、請負者に対してその結果を遅滞なく回答するものとする。

(再説明請求)

第6条 前条による回答を受けた者は、その内容に疑義がある場合は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、技術監理課長に対して評定点の内容について再説明を求めることができるものとする。

2 前項による説明請求は、第4条2項及び3項によるものとする。

(再説明請求に対する回答)

第7条 技術監理課長は、第5条により回答をした後、請負者から再説明を求められた場合、その審査結果を「工事成績評定（説明・再説明）請求に関する回答（様

式第3号)」により回答するものとする。

- 2 技術監理課長は、再説明の回答を行なうときは、佐世保市工事成績評定審査委員会設置要領に基づく委員会の審査を経た後、遅滞なくその結果を当該工事の請負者に回答するものとする。

(公表の対象)

- 第8条 工事成績評定の公表は、契約金額が300万円以上の工事（平成20年度以降に契約したものに限る。）のうち、工事成績が「優秀（81点以上）」及び「良い（74点以上81点未満）」のものについて行うものとする。

(評定の公表)

- 第9条 技術監理課長は、前条の規定による公表の対象について、第3条に規定する工事成績評定の通知が完了した後に、（第4条又は第6条に規定する説明請求又は再説明請求があった場合は、当該請求に係る回答が完了した後に限る。）前条の公表を行うものとする。
- 2 前条の規定による公表は、「工事成績評定結果（様式第4号）」によるものとし、「佐世保市ホームページ」により四半期毎に掲載するものとする。
- 3 前項の場合において、「工事成績評定結果」に関する問い合わせは、原則として受け付けないものとする。

附 則

この要領は、平成18年10月12日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年7月15日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年12月17日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年5月18日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

様

佐世保市
財務部長

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、佐世保市工事成績評定実施要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 工事名
- 工事
- 2 工 期
- 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 完成検査年月日
- 年 月 日
- 4 成績評定
- 評定点
-
- 点

細目評定点

評 価 項 目		細目別評定点	満 点
施 工 体 制	施 工 体 制 一 般	点	3.3 点
	配 置 技 術 者	点	4.1 点
施 工 状 況	施 工 管 理	点	13.0 点
	工 程 管 理	点	8.1 点
	安 全 対 策	点	8.8 点
	対 外 関 係	点	3.7 点
出 来 形 及 び 出 来 ば え	出 来 形	点	14.9 点
	品 質	点	17.4 点
	出 来 ば え	点	8.5 点
工事特性	施工条件等への対応	点	7.3 点
創意工夫		点	5.7 点
社会性等	地 域 へ の 貢 献 等	点	5.2 点
評定点計		点	100.0 点
法令遵守等	週休2日(0～3点)※1	点	評定ランク
	法令遵守(減点のみ)	点	
評 定 点 合 計※2		点	劣る

※1評定点合計が100点を超えない範囲で加算してあります。
※2優秀工事の評価においては、週休2日の加算点数は考慮しません。

5 評定基準

優秀	良い	普通	劣る
100～81	80.9～74	73.9～65	64.9～0

6 問い合わせ先

〒857-8585

佐世保市八幡町1-10
財務部 技術監理課

TEL (0956) 24-1111
内線3211、3212

注) 工事成績評定通知書の再発行はできませんので、大切に保管して下さい。

※ 評定の結果に疑義があるときは、この書面の通知を受けた日から起算して14日(休日を含む)以内に財務部長に対して、書面により説明を求めることができます。

商号又は名称

代表者

様

佐世保市
財務部長

工事成績評定に関する留意事項について（通知）

「佐世保市工事成績評定通知及び公表実施要領（平成 18 年 10 月 12 日施行）第 3 条」に基づき通知した工事成績評定の評定点が下記 3 のいずれかに該当する場合については、「佐世保市工事請負契約等に係る指名停止の措置要領」により 3 ヶ月間の指名停止となりますので十分ご留意されますよう通知します。

また、今後におきましては、工事の適正な施工の確保について努められるようお願い致します。

記

1 工事番号

2 工 事 名

3 指名停止措置要件

- (1) 2 か年度間に工事成績が 50 点以上 60 点未満を 3 回施工した場合
- (2) 2 か年度間に工事成績が 50 点以上 60 点未満を 1 回以上、50 点未満を 1 回施工した場合
- (3) 2 か年度間に工事成績が 50 点未満を 2 回施工した場合

4 現在の状況

様式第 2 号

年 月 日

佐世保市
財務部長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

工事成績評定結果（説明・再説明）請求書

当社が施工した工事について、工事成績評定に疑義があるため下記の内容について説明をお願いします。

記

- 1 工事番号
- 2 工 事 名
- 3 質問内容

注意）説明・再説明のうち不要な方を消去する。

様式第 3 号

技第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者 様

佐世保市
財務部長

工事成績評定（説明・再説明）請求に関する回答書

年 月 日付けで（説明・再説明）を求められた内容について下記のとおり回答いたします。

記

- 1 工事番号
- 2 工 事 名
- 3 回答内容

注意）説明・再説明のうち不要な方を削除する。

様式第4号

工 事 成 績 評 定 結 果 (74点以上)

年 月～ 年 月 分

[illegible]